

入札公告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年6月18日

支出負担行為担当官
大阪航空局長 片平 和夫

1. 業務概要

(1) 業務名 那覇空港ターミナル地域整備等検討調査
(電子入札対象案件)

(2) 業務概要 本調査は、那覇空港ターミナル地域等における整備の進捗に伴う、段階整備及び現空港内施設についての調査を行い、また、滑走路増設事業の環境影響評価に関する調査を行うものである。

【ターミナル地域段階整備の検討】

・構内道路実態調査	1式
・構内道路整備計画の検討	1式
・那覇航空交通管制部周辺の利用計画	1式
・空港機能拡張の検討及び段階整備計画	1式
・ライフラインの検討調査	1式

【空港内施設等検討調査】

・埋設管路現状調査	1式
-----------	----

【西側誘導路整備検討調査】

・誘導路直線化整備内容検討調査	1式
-----------------	----

【環境影響評価に関する調査】

・方法書に関する検討調査	1式
--------------	----

(3) 履行期間 平成23年3月28日

(4) 本業務は、競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び、競争参加資格確認資料(以下「技術資料」という。)を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の試行業務である。

(5) 本業務は、資料の交付、申請書及び技術資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 大阪航空局の平成21・22年度一般(指名)競争参加資格者のうち「建設コンサルタント」A等級の認定を受けていること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225

号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大阪航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(上記(2)の再認定を受けたものを除く。)
- (4) 申請書及び技術資料の提出期限の日から開札時までの期間に、大阪航空局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付 空経第386号)に基づく指名停止を受けていないこと。(受注者が業務遂行に当たって、その業務を再委託する場合の再委託先の建設コンサルタント等も含む。)
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する(建設)業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 入札参加希望者の業務実績に関する要件は次のとおりとする。

平成12年4月1日以降に完了した以下に示す同種業務において、元請けとして実績を有していること。ただし、国土交通省が発注した業務である場合は、業務成績評定の評定点が60点未満の業務は実績として認めない。

同種業務：「空港整備基本計画業務」並びに「環境影響評価業務」
(なお、設計共同体による実績の場合は、分担業務において上記と同等の実績がある場合は、実績として認める。)

※ 空港とは、空港法(昭和31年法律第80号)に規定する「空港」及び「共用空港」をいう。

※ 航空保安施設とは、航空法施行規則(昭和27年運輸省令第56号)第1条に規定する施設をいう。
- (7) 配置予定管理技術者の業務経験及び資格の要件は次のとおりとする。
 - 1) 上記(6)に掲げる同種業務の経験を有する者であること。但し「空港整備基本計画業務」若しくは「環境影響評価業務」どちらか一方の業務経験があれば実績として認める。
 - 2) 以下に掲げるいずれかの資格を有する者であること。

技術士(建設部門)、土木学会が認定した特別上級技術者、上級技術者、1級技術者、RCCMのいずれかの資格を有している者

ただし、技術士、RCCMについては、平成13年度以降の技術士試験合格者の場合には、7年以上の実務経験を有し、かつ業務に該当する部門に4年以上従事している者とする。
- (8) 配置予定管理技術者の手持ち業務の要件は次のとおりとする。

平成22年6月18日現在の手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者

なお、手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務とする。
- (9) 大阪航空局が発注した建設コンサルタント業務で、平成20年4月1日以降に完了した業務の実績がある場合においては、これらに係る業務成績評定の平均が60点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

- (11) 技術資料に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。
- ① 再委託の内容が主たる業務の場合
 - ② 業務の分担構成が、不明確な場合
- (12) 技術資料に示される業務実施方針等の内容が適切であること。なお、提出が無い場合や内容が著しく不適切な場合は競争参加資格を与えない。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札に参加し、次の各要件に該当するもののうち下記(2)の総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。
- 2) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は設計図書に基づき算出するものとする。
ただし、国の支払の原因となる契約のうち予定価格が1000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。
- 3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査を行うものとする。
- 4) 上記(1)において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{価格評価点} = (\text{価格評価点の配分点}) \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

なお、価格評価点の配分点は60点とする。

3) 技術評価点の算出方法

技術資料の内容に応じ、下記①～③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

- ① 入札参加希望者の実績及び能力
- ② 配置予定管理技術者の経験及び能力
- ③ 業務の実施方針

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

$$\text{技術評価点} = (\text{技術評価点の満点}) \times (\text{技術評価の得点合計} / \text{技術評価の配点合計})$$

なお、技術評価点の満点は60点とする。

(3) 技術評価点の評価基準等

- 1) 入札参加希望者の実績及び能力

- 成果の確実性(業務実績、業務成績、優良表彰)
- 2) 配置予定管理技術者の経験、資格及び技術力
技術者の資格、専任制、業務執行能力(業務実績、業務成績、優秀表彰)
 - 3) 業務実施方針等
業務の実施方針、実施フロー、工程計画等
 - (4) ヒアリングの実施
技術資料のヒアリングを実施する。詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

- (1) 担当部局
〒540-8559 大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第4号館
大阪航空局総務部経理課契約係
電話 06-6949-6211(内線 5046)
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法
交付期間:平成22年6月18日から平成22年7月8日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで)
交付場所:上記(1)担当部局。
交付方法:無償にて貸与する。ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。
- (3) 申請書及び技術資料の提出期間、場所及び方法
受領期限:平成22年7月8日 午後5時
提出場所:紙入札方式による場合は上記(1)担当部局。
提出方法:申請書及び技術資料は、持参、郵送(書留郵便に限る。)又は託送(書留郵便と同等のものに限る。)により提出(部数1部)するとともに、いずれの場合も必ず電子入札システムにおいても提出すること。
- (4) 入札及び開札の日時、場所、入札書の提出方法
入札書は、平成22年8月2日 午後5時までに、電子入札システムにより提出すること。
郵送等による入札書の受領期限 平成22年8月2日 午後5時
開札の日時及び場所 平成22年8月3日 午前10時 大阪航空局入札室

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
 - 1) 入札保証金 免除
 - 2) 契約保証金 免除
- (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 手続きにおける交渉の有無 無。
- (5) 契約書作成の要否 要。
- (6) 申請書及び技術資料の作成に関する説明会は実施しない。

- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4. (1)に同じ。
- (8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加
上記2. (2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4. (3)により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、上記2. (2)に掲げる資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (9) 詳細は入札説明書による。